

包括的模倣品対策強化法案(PRO-IP 法案)が成立

2008年10月14日
JETRO NY 中楨、横田

模倣品・海賊版問題への対策強化として、民事・刑事規定の強化や政府のリソース強化などを盛り込んだ包括的模倣品対策強化法案(PRO-IP法案¹)(S3325)が、13日、大統領の署名を経て成立した。同法案は、レーヒ上院司法委員長(民、バーモント)及びスペクター同委員(共、ペンシルバニア)らにより7月に上院に上程され²、先月26日に上院、同28日に下院を通過し、大統領の署名待ちとなっていたもの³。

法案成立を受け大統領府が公開した「Protecting American Innovation」と題されたプレスリリース(Fact Sheet)によれば⁴、13日にブッシュ大統領が署名した同法は、模倣品・海賊版に係る民事・刑事規定を強化し、米国消費者、従業員、起業家の権利保護に資するものであるとした上、特に民事訴訟における法定賠償額と刑事訴訟における刑事罰の量刑引き上げ、司法省のエンフォースメント活動のためのリソース強化、STOPイニシアチブや省庁横断的活動の恒常化を取り上げつつ、同法が米国のイノベーターの成果(work)を保護し、法の支配を強化し(strengthens the rule of law)、米国の家族の安全確保に資するであろうと説明している。

同法案は、米国知的財産権者協会(IPO)、全米製造業者協会(NAM)、全米商工会議所、コピーライトアライアンス、ソフトウェア・情報産業協会(SIIA)、ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA)、全米映画協会(MPAA)、全米レコード協会(RIAA)など数多くのIP団体や業界団体からの幅広い支持を受けていた⁵。また、産業界の高い関心や「czar」と比喩される大統領府への高位ポスト設置などの内容から、主要米紙やニュースサイトにおいて、同法成立を伝える記事が産業界のコメントとともに掲載されている。

今般の法案成立により、民事・刑事規定の強化に加え、政府における知財エンフォースメント活動が一層強化される見込みであるが、大統領府に設置されることになる知的財産執行調整官(Intellectual Property Enforcement Coordinator)を巡って、法案成立前に設置反対を表明していた商務省・司法省との政権内調整等の課題は残っている。

(了)

¹ **Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act of 2008 (PRO-IP ACT)**

[条文](#)、法案の概要は、脚注3参照

² [080725【米国IP情報】上院に包括的模倣品対策強化法案\(上院版PRO-IP 法案\)が上程される](#) 参照

³ [080929【米国IP情報】包括的模倣品対策強化法案、議会を通過し大統領の署名待ちへ](#) 参照

⁴ 大統領府によるプレスリリース：<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2008/10/20081013-7.html>

⁵ 法案成立に係る各団体プレスリリース [全米製造業者協会](#)、[全米商工会議所](#)、[コピーライトアライアンス](#)、[ソフトウェア・情報産業協会](#)